

同一労働同一賃金、ジョブ型人事にも対応!



70歳就労時代に向けた 定年延長・再雇用制度の見直し

シニアの活躍と適正な人件費を両立させる制度設計のあり方をわかりやすく解説

ご 案 内

2021年4月から70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となっており、同一労働同一賃金法制やジョブ型人事への対応も求められている中、シニア世代の処遇再構築は見直しの時期を迎えています。

本セミナーでは、いち早く取り組んだ先進企業の事例を紹介しながら、シニア活躍と適正な人件費を両立させる制度設計のあり方について、わかり易く解説します。

また、演習をとおして自社の現状整理と方針書作成ができるプログラムとなっていますので、取組みの実効性を高めるためにも、1社複数名でのご参加をお勧めいたします。

と き

2025年 **9月3日** 水 13:00~17:00

ところ

九州生産性本部 セミナー室

福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館6階

対象者

経営幹部、人事・労務部門の管理者・担当者、労組幹部

■ 講師紹介



(株)新経営サービス 人事戦略研究所
代表取締役社長

山口 俊一 氏

【略 歴】

人事コンサルタントとして30年を超えるキャリアを持つ。

人事戦略研究所を立ち上げ、1000社以上の人事・賃金制度改革を支援し、現在に至る。一部上場企業から中堅・中小企業に至るまで、あらゆる業種・業態の人事制度改革コンサルティングを手掛ける。

【主 著】

「3時間でわかる同一労働同一賃金入門」「業種別人事制度③商社・卸売業／⑥運輸・物流業」「社員300名までの人事評価・賃金制度入門」「3時間でわかる職種別賃金入門」「成果主義人事入門」(中央経済社)など10冊以上。

1. シニア社員雇用を取り巻く環境

- (1) データでみる高齢者雇用の実態
- (2) チェックリストで、自社のレベルを把握する

2. 押さえておくべき関連法令と重要判例

- (1) 改正高年齢者雇用安定法への対応
- (2) 改正労働契約法への対応
- (3) 同一労働同一賃金法制
(パートタイム・有期雇用労働法)のポイント
- (4) 適正な人件費のあり方
再雇用後の待遇差をめぐる最高裁判決

3. 他社の対応状況、平均水準

- (1) 高齢者雇用に関する企業トピック
- (2) 高齢者雇用、各社の対応調査
- (3) ポイントは、賃金水準と勤務内容

4. 65歳義務化時代に適した継続雇用制度のポイント

- (1) 高齢者雇用は、「守り」から「攻め」の時代へ
- (2) 定年延長、定年再雇用どちらにするか？
- (3) ジョブ型人事におけるシニア処遇の考え方
- (4) 人材に応じた柔軟性のある定年延長・再雇用制度
- (5) 制度以上に重要かつ難しい定年後の仕事づくり

5. 再雇用制度・定年延長制度設計の基本

- (1) 自社の人事課題に沿った方法を考える
- (2) コース・役割制度の設計
- (3) 人事評価制度の設計
- (4) 給与・賞与制度の設計
- (5) 教育、報奨など周辺制度の設計

6. 人事課題に対応した先進企業事例

- (1) 多様化に対応した事例
- (2) 生涯生活保障に対応した事例
- (3) 経験・技能伝承、在宅勤務、65歳以上雇用に対応した事例
- (4) 定年再雇用から定年延長に切り替えた事例

7. 定年前の各種制度も再検討

- (1) 役職定年、役職任期制度
- (2) 定年選択制、早期退職制度
- (3) ライフプラン研修の実施
- (4) 定年までの賃金カーブ見直し
- (5) 退職金制度、第二退職金制度

■ 申込要領

- ・本セミナーは、webでの申込受付となります。
- ・同業者の方のご参加、プログラム転用はご遠慮ください。
- ・お申込み後、参加証・請求書をダウンロードいただける「申込確定メール」をお送りいたします。
- ・参加費は、開催前日までにお振込み下さい。ご納入いただきました参加費は原則としてお返しいたしかねます。
- ・セミナー前日・当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料を頂戴いたします。
- ・詳細につきましては、当本部ホームページをご参照ください。

参加費 (1名・税込)

・賛助会員企業	26,400円
・賛助会員労組・九労生	25,300円
・未会員企業	34,100円
・未会員労組	29,700円

九州生産性本部 70歳就労

検索

お問合せ先

公益財団法人 九州生産性本部(担当:野田)255

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館6階

TEL 092-771-6481 FAX 092-771-6490

WEB <https://qpc.or.jp/>

当本部事業の案内は会員企業・労組のほか、一般の企業・労組にもお送りしております。今後、このような経営・教育等の講座案内が一切不要な場合は、上記記載の担当者または当本部お客様相談窓口までご連絡ください。